

# 愛知県立津島高等学校定時制「学校いじめ防止基本方針」

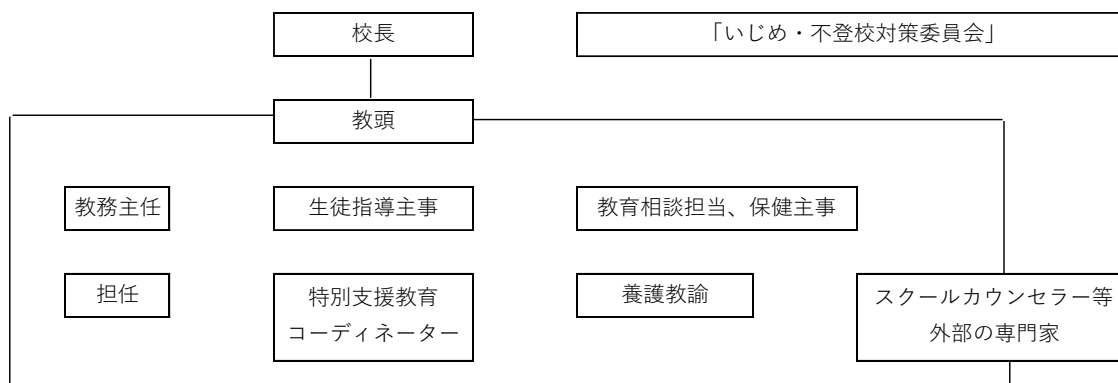
## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

なにより学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合う人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

## II いじめ防止対策組織について

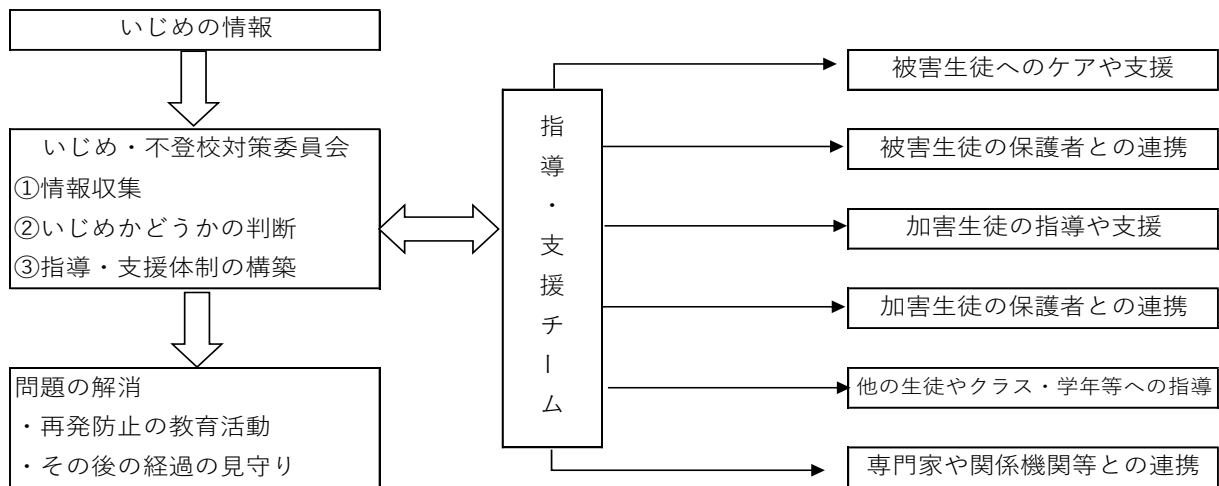
### 【組織図】



組織は、事案によってメンバーを柔軟に変え、必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

## III 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

- (1) 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度始めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
  - ・毎職員会議で生徒の情報共有を行う。
- (2) 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取  
「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校ホームページに掲載する。
- (3) 重大事態への対応  
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。  
学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



- ・実際に対応するメンバー（指導・支援チーム）は、事案に応じて委員会が適切なメンバー構成を考える。
- ・事案に応じて柔軟に指導体制のメンバーを決める。また、対応する内容によってチームのメンバーは異なる。

#### IV いじめの防止等に関する具体的な取組について

##### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。 学校に重大事態の調査組織を設置 事実関係を明確にするための調査を実施いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供、調査結果を教育委員会に報告調査結果を踏まえた必要な措置

##### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」の実施や教育相談の充実を図る。

##### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

## 取組の年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生オリエンテーション(教)</li> <li>・相談室やスクールカウンセラーの周知(保)</li> <li>・面接週間(学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談ボックス設置の周知(保)</li> </ul>		
5月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画目標の設定</li> <li>・現職研修(講話)(保)</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球技大会(生)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒生活体験作文(総)</li> </ul>		
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物活用防止教室(生)</li> <li>・進路ガイダンス(進)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心のアンケート(いじめアンケート)」の実施(保)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育懇談会(総)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー講話(保)</li> </ul>			
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育的行事(生)</li> <li>・面接週間(学)</li> <li>・文化的行事(生)</li> </ul>			
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のアンケート(いじめアンケート)」の実施(保)</li> </ul>		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係づくり→グループエンカウンターの実施(教)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間評価→検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員への学校行事・授業の公開(教)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教室(情報モラル等)(生)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全教室(生)</li> <li>・教育懇談会(総)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接週間(学)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校説明会(教)</li> </ul>
2月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価委員会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係づくり→グループエンカウンターの実施(教)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し</li> </ul>	

凡例(総):総務部 (教):教務部 (生):生徒指導部 (進):進路指導部 (保):保健部 (学):学年